

おもてなし

ありがとうございました

宮津燈籠流し花火大会についての御礼とご報告

今年度の宮津燈籠流し花火大会につきましては、台風の接近により、一部事業計画の変更を余儀なくされましたが、多くの事業所・市民の方々はじめ関係団体の方々から、多大なるご支援・ご協力をいただき、大過なく無事終了することができました。

準備から後片付け、また、翌日の清掃活動におきましても、ボランティアの方々をはじめ多くの皆さまにご協力賜りましたこと、この会報の紙面をお借りし、心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。なお、当実行委員会では、花火大会の運用マニュアルに基づき、緊急時の避難誘導體制の確保や花火大会当日の露店への巡回など宮津警察署、宮津与謝消防組合、宮津海上保安署と連携しながら花火大会運営を行いました。



本年度見つかった課題については見直しを行い、来年以降もお客さまはもとより、従事者の安全を最優先に実施していきたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

宮津燈籠流し花火大会実行委員会 事務局

本年ご協賛いただきました企業協賛金、市民花火の金額を次のとおりご報告いたします。

・市民花火協賛金	965件	1,407,400円
・企業協賛金	498件	4,766,195円

宮津市プレミアム付商品券取扱店の募集について

宮津市プレミアム付商品券取扱店に多数のご応募をいただきありがとうございました。

取扱店は随時募集を受け付けていますので、参加を希望される場合は、宮津商工会議所までお問い合わせください。

※取扱店となれる事業所は、宮津市内の店舗（一次産業含む）です。宮津商工会議所 HPにて詳細を確認の上、所定の様式でご応募ください。

※随時募集は受け付けていますが、取扱店リストへの記載が遅れる場合がありますのでご了承下さい。

宮津商工会議所 <http://www.kyo.or.jp/miyazu/>

宮津市プレミアム付商品券の購入対象者

- ①平成31年1月1日時点で宮津市にお住まいで、平成31年度の住民税が非課税の方
(ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族や生活保護受給者は対象外です。)
- ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主

「軽減税率対策補助金」と「キャッシュレス・消費者還元事業」の概要

軽減税率対策補助金(レジ補助金)は、複数税率対応のため、中小・小規模事業者の皆様がレジやシステムの導入・改修をする際にご活用いただけます。キャッシュレス・消費者還元事業は、決済端末の導入、決済手数料軽減、消費者へのポイント還元等を支援する制度です。

軽減税率対策補助金 自己負担額 1/4 ※1				キャッシュレス・ 消費者還元事業		
受発注システム (B型)		請求書システム (C型)	レジと 周辺機器 (A型)	中小・小規模事業者※2の登録受付中 実施期間：2019年10月～2020年6月		
流通段階BtoB				小売段階BtoC		
軽減税率対象商品の販売 有	受発注システムの改修※3	請求書システムの改修※4	複数税率レジと周辺機器の導入※5	決済金額 ※6	決済手数料 ※7	決済端末 ※7
	電子的な受発注システムを改修・入替 	税率ごとに区分して合計した税込額等を記載  10%対象 ○○円 8%対象 ○○円	レジ  券売機  レシートプリンタ等周辺機器 	消費者へのポイント 5% 還元 	加盟店手数料料が 3.25% 以下に さらにその 1/3 を補助 	端末代金の自己負担額 0円 電子マネーリーダー  クレジットカードリーダー 
無	対象外					

- ※1 2019年9月30日までに契約等の手続きを完了し、2019年12月16日までに設置・支払いの完了が必要。
ただし、B-2型(受発注システム・自己導入型)、C-2型(ソフトウェア自己導入型)は、2019年9月30日までに導入・改修を終え、支払いを完了する必要があります。また、B-1型(受発注システム・指定事業者改修型)は、2019年6月28日までに交付申請を行い、2019年9月30日までに改修・支払いを完了したうえで、2019年12月16日までに完了報告を行う必要があります。
- ※2 原則として中小企業基本法上の中小企業で、課税所得が15億円以内である事業者が対象
- ※3 補助上限：1000万円(発注システム)、150万円(受注システム)。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※4 補助上限：150万円。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※5 3万円未満のレジの場合は自己負担額が**1/5**となる。タブレットは自己負担額が**1/2**となる
補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円。1事業者あたり上限200万円
(別途、商品マスタの設定費用に対する補助あり)
- ※6 中小・小規模事業者は**5%**還元、フランチャイズ等の場合は**2%**還元となる。
自動車や新築住宅の購入、医療・福祉や学校等の取引、高換金性の非課税取引、風営法・暴対法関連は対象外となる
- ※7 本制度の対象となる決済事業者を利用した場合に限られる(フランチャイズ等の事業者は対象外)

京都府商工会議所連合会「役員・議員懇談会」

京都商工会議所「知恵産業・経営大会2019」が開催されました！



去る8月28日、京都ホテルオークラにおきまして「京都府商工会議所連合会 役員・議員懇談会」「京都商工会議所 知恵産業・経営大会2019」が開催され、当所より今井会頭以下役員・議員12名の皆さまにご参加いただきました。

「知恵産業・経営大会」では、分科会に分かれ、各分野でご活躍中の著名な講師の方々からお話をお聴きし、大変有意義なものとなりました。「知恵産業・経営大会」は例年開催されており、会員の皆さまもご参加いただけますので、是非参加をご検討ください。



宮津商工会議所 ニューストピックス

7/17 Seminar

消費税軽減税率制度説明会

宮津税務署、(公社)宮津納税協会との共催で消費税軽減税率制度の説明会を開催し28名の方に参加頂きました。

第一部では2019年10月1日より実施が予定されている「軽減税率制度」や今後のインボイス制度の概要等を宮津税務署からご説明頂きました。

又、会場内には複数税率対応のレジ実機の体験コーナーも設置しました。



7/18 Seminar

Google マップ活用 集客&売上アップセミナー

ホームページコンサルタント永友事務所 永友一朗氏を講師にお招きし、Googleの機能を活用した集客・売上アップについてのセミナーを開催しました。

顧客ニーズの把握、SEO対策など、具体的な例を元にわかりやすくご説明いただきました。



7/27 Event

海の日事業『巡視艇体験航海』を開催

宮津海事関係企業等連絡会（事務局：宮津商工会議所）では、海の日記念事業として宮津海上保安署の協力のもと、巡視艇体験航海を開催いたしました。

定員となる約40名の参加者の皆さんは、約1時間の宮津湾の航海を楽しまれたと同時に、日夜海の保安業務にたずさわっておられる方々への理解を深めていただけたようでした。



9/6 Seminar

消費税軽減税率制度・価格転嫁対策セミナー

7月に引き続き、宮津税務署、(公社)宮津納税協会との共催によりセミナーを開催しました。消費税率引き上げを目前に控え、宮津税務署担当者様より改めて軽減税率制度の概要についてご説明いただき、また、税理士小松崎哲史氏より、価格転嫁の重要性についてご説明いただきました。



今年もやります！

『グルメ合戦2019～ぐぐっと！旨いもん集めました～』

海の京都の『ウマッ！』グルメが道の駅 海の京都 宮津エリアに大集合！来場者の皆さまの投票によりNo.1ご当地グルメを決定します。会員の皆さま方も是非足を運んでください♪



グルメ合戦 2019
～ぐぐっと！旨いもん集めました～

海の京都のご当地グルメ「いっちゃん旨いもん」を決めるのはアナタ

令和元年

10月6日(日)

10:00～15:00

会場/道の駅 海の京都宮津
島崎公園多目的スペース

主催/宮津商工会議所青年部

お問合せ/宮津商工会議所 (宮津商工会議所青年部事務局) TEL0772-22-5131

☆☆☆ 10月開催予定のイベント ☆☆☆



【城下町宮津七万石 和火2019】 12日(土)・13日(日)

竹やペットボトル燈籠等の灯りで寺町界隈を2日間ライトアップする住民参加型の催し。寺町のお寺を舞台に、ライブイベントや模擬店などが開催予定。

- 場 所：宮津市街地（寺町界隈）
 ■開催時間：18：00～21：00頃
 ■問合せ先：宮津市産業経済部商工観光課 観光係 TEL 0772-45-1625

【2019丹後きものまつりin天橋立】 20日(日)

「着物の良さ」と「日本三景・天橋立」を全国へ発信するため開催されている秋の恒例イベント。天橋立を会場にきものショーや豪華景品が当たる大抽選会などが開催予定。

- 場 所：天橋立周辺
 ■開催時間：10：00～15：30
 ■参加方法：着物での参加必須 参加無料
 ■問合せ先：丹後織物工業組合 TEL 0772-68-5300



【日本三景天橋立ふゆ花火】 27日(日)

冬の訪れを告げる花火大会で、晩秋の澄んだ夜空を約2,000発の打上げ花火が彩る。

- 場 所：天橋立阿蘇海周辺
 ■打上開始：19：30～
 ■問合せ先：天橋立観光案内所 TEL 0772-22-8030

宮津商工会議所青年部 新入会員募集中！

あなたも宮津商工会議所青年部の一員となり、企業経営の勉強や会員との親睦を通して、情報交換や自己研鑽をはかり、事業所の発展、また自己のスキルアップに役立ててみませんか？ そして一緒に宮津を盛り上げましょう！！



<10月の青年部事業>

- 10/6 主催 グルメ合戦2019開催
 10/12 第37回近畿ブロック大会 越前おおの大会 参加
 ■お問い合わせ ☎22-5131(事務局：平岡)

宮津商工会議所女性会 新入会員募集中！

宮津商工会議所女性会では、新入会員を募集しています。自己研鑽のための講演会・研修会、また会員同士の親睦を図るための様々な事業を実施しております。

加入ご希望の方は、商工会議所へご連絡ください。(☎22-5131)



退職金の準備も中小機構がお手伝いします！

小規模企業共済 こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

Be a Great Small.
中小機構

TEL:050-5541-7171(共済相談室)

小規模共済

検索